

奈良市公民館生涯学習活動団体登録要領

(目的)

第1条 この要領は、生涯学習活動を行うことを主たる目的とし、公民館で定期的かつ継続的に活動する自主グループ、地域団体、市民活動団体等に関して必要な事項を定めることにより、公民館で活動する団体の自主的で健全な活動及び円滑な運営並びに団体相互の協調を促進することを目的とする。

(活動内容)

第2条 公民館で活動する団体は、公民館と連携し、知識及び技術の習得を図り、生涯学習活動を通じての仲間づくり及び豊かな人間性のかん養によって地域の連帯意識を高めるとともに、生涯学習の成果を地域社会の課題解決に資することを目的として活動するものとする。

(団体の登録)

第3条 公民館で活動する団体は、活動しようとする公民館に登録しなければならない。

2 公民館に登録できる団体は、定期的かつ継続的に学習活動を行う団体で、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 構成員が5名以上であること。ただし特段の事情等により、これにより難いと指定管理者が判断する場合は2名以上で認めることができる。
- (2) 代表者を互選により決定していること。
- (3) 構成員の半数以上の者が市内に居住し、通勤し、又は通学する者であること。
- (4) 入会及び退会が自由であること。
- (5) 私塾化した活動を行っていないこと。
- (6) 営利を目的とした事業を行っていないこと。
- (7) 特定の政党の利害に関する政治活動を行っていないこと。
- (8) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する宗教活動を行っていないこと。

(登録の届出)

第4条 登録を受けようとする団体は、活動届出書（別紙様式）に会員名簿等を添えて、使用しよ

うとする公民館に届け出なければならない。

(登録の有効期間)

第5条 指定管理者は、前条の届出を審査し、登録を行うものとする。ただし、登録の有効期間は登録のあった年度内とし、引き続き登録を受けようとする団体は、毎年度4月1日までに、前条の規定による届出により更新するものとする。

(登録内容の変更等)

第6条 公民館に登録した団体(以下「登録団体」という。)が解散したとき、又は届け出た事項に変更が生じたときは、すみやかにその旨を届け出なければならない。

(登録団体の育成)

第7条 公民館は、登録団体に対し、活動に必要な指導・助言を行い、その育成を図るものとする。

(講師)

第8条 登録団体の指導に携わる講師は、第2条に定める活動内容の本旨に従い、学習指導に当たるものとする。

(講師謝金)

第9条 登録団体が講師に対して支払う謝金の額は、公民館が主催する講座の講師謝金の額に準じるものとする。

(連絡会)

第10条 団体相互の連帯と円滑な運営を図るため、登録団体は、活動する公民館において連絡会を組織し、これに加盟することができる。

(活動方針)

第11条 登録団体は、次に掲げる方針に基づき活動を行うものとする。

- (1) 学習活動により知識・技能の習得を目指すのみでなく、その成果を広く地域社会に還元するよう努めること。
- (2) 公民館又は各公民館における連絡会が主催する事業に積極的に参加すること。
- (3) 会員による相互学習を基本とし、自主的かつ民主的に運営を行うこと。

(使用の変更又は取消し)

第12条 指定管理者は市、教育委員会、公民館等が主催又は共催する事業が行われるとき、その他特に必要があると認められるときは、登録団体の使用日時の変更又は使用承認の取消しをすることができる。

(遵守事項)

第13条 公民館を使用する登録団体は、職員の指示に従うほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる物を携帯するほか、他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (2) 指定の場所以外で喫煙し、その他火気を使用しないこと。
- (3) 建物又は設備を破損したときは、使用した登録団体の責任において実費弁償すること。
- (4) 使用後は、清掃と整理整頓を行い、職員の検査を受けた後、使用報告書を提出すること。

(登録の取消し)

第14条 指定管理者は、登録団体の活動が第3条の要件を備えていないと認められるとき、又は登録団体としてふさわしくない行為があったと認められるときは、登録を取り消すことができる。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。